（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更
関係会社その他
三一
二九

省　令

○法務省令第十七号

供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第五号中「当該請求者」の下に「又はその代理人」を加える。

第二十六条第三項第四号中「供託物払渡請求書」の下に「（当該請求書に委任による代理人の預金又は貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。次号において同じ。）」を加える。

第二十八条第二項中「請求者」の下に「又はその代理人」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年六月二日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十八号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　社団法人佐賀県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人佐賀県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人佐賀県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十六年四月一日

○金融庁・法務省告示第二号

昭和十七年大蔵省・司法省告示第一号（社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

法務大臣　谷垣　禎一

二及び四中「株式会社三井住友銀行

三井住友銀行　東京都中央区日本橋小伝馬町

株式会社三井住友銀行市場決済部」に改める。

○法務省告示第百六十一号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常入七百五十一番地

和田　藤作

○法務省告示第百六十二号

宮城県登米市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、登米市役所又は仙台法務局登米支局に照会すること。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

宮城県登米郡寶江村大字田沼三百五十八番地

佐藤慶五郎

○法務省告示第百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年五月三十一日法務省告示第二百七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十六年五月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。

○法務省告示第百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十三年五月二十日」を「平成二十六年五月二十日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年五月二十日から施行する。